

Web サイト制作・保守サービス利用規約

事業者向け

サービス提供者：〔設立後の法人名〕

代表者：好川 太朗

連絡先：taroracingkart@gmail.com

※法人設立後、法人名・所在地・問い合わせ先を確定のうえ公開します。

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、〔設立後の法人名〕（以下「当社」といいます。）が事業者向けに提供する Web サイト制作・保守サービスについて、当社と利用者（以下「顧客」といいます。）との間の権利義務関係を定めるものです。

第 1 条（適用）

- 1 本規約は、本サービスに関する当社と顧客との一切の関係に適用されます。
- 2 見積書、申込書、注文書、個別契約書兼サービス仕様書その他当社と顧客が個別に合意した書面又は電磁的記録（以下「個別契約」といいます。）と本規約が抵触する場合、個別契約を優先します。

第 2 条（事業者利用）

- 1 本サービスは、法人、団体、個人事業主その他事業として又は事業のために利用する者を対象とします。
- 2 顧客は、本サービスを事業として又は事業のために利用すること、及び申込者が顧客を適法に代表し又は契約を締結する権限を有することを表明し保証します。

第 3 条（契約の成立）

- 1 顧客が当社所定の方法で申し込み、当社が承諾し、個別契約が成立した時点で本サービスに関する契約が成立します。
- 2 当社は、虚偽申告、違法又は不正な目的、第三者の権利侵害のおそれ、料金不払いのおそれ、反社会的勢力との関係その他合理的な理由がある場合、申込みを拒否できます。

第 4 条（本サービスの内容）

- 1 本サービスは、店舗その他の事業者の公式情報を掲載する Web サイトの企画、設計、制作、公開及び個別契約に定める継続保守を提供するものです。
- 2 制作業務は、個別契約に別段の定めがない限り、成果物の完成を目的とする業務として行います。継続的な監視、調査、更新、障害対応その他特定の成果物の完成自体を目的としない保守業務について、当社は善良な管理者の注意をもって遂行しますが、特定の結果を保証するものではありません。
- 3 ページ数、機能、納期、制作料金、保守料金、更新範囲その他の個別条件は個別契約で定めます。

第 5 条（標準サービスの技術的範囲）

- 1 標準サービスは、店舗名、住所、電話番号、営業時間、定休日、メニュー、価格、店舗紹介、写真、地図、SNS その他の店舗公式情報を表示する静的 Web サイトを基本とします。
- 2 標準サービスには、当社が独自に運営する一般利用者向け問い合わせ受付機能、予約管理、EC 又は決済処理、会員登録又は認証、一般利用者の顧客データベースその他これらに類する動的機能は含まれません。
- 3 前項の機能が必要な場合、原則として顧客が選択又は契約する外部サービスへのリンクその他個別契約で合意する方法により対応します。

第 6 条（外部サービスとの連携）

- 1 予約、問い合わせ、EC、決済、SNS、地図その他の機能について、顧客が指定又は承認した第三者サービスへのリンクを掲載することがあります。
- 2 第三者サービスは当該事業者の利用規約、料金、プライバシーポリシー、可用性その他の条件に基づき提供され、当社は当該第三者サービス自体の内容、継続提供、障害、データ処理又は取引結果を保証しません。

3 第三者サービスの埋め込み、SDK 又は API 連携等が追加の個人データ処理、Cookie、追跡又はセキュリティリスクを伴う場合、当社は必要に応じ顧客の承認又は別途の個別契約を求めることがあります。

第 7 条（CMS その他の更新機能）

1 当社が CMS その他の顧客向け更新機能を提供する場合、その機能は個別契約に定める構造化された項目の更新を目的とし、サイトのプログラム、秘密情報、ホスティング設定その他の技術設定を自由に変更する機能を当然に含むものではありません。

2 営業時間、定休日、価格、電話番号、住所、予約先その他当社が重要情報として指定する項目は、公開前に顧客の指定承認担当者による確認又は再承認を求めることがあります。

3 顧客が CMS その他の更新機能を用いて入力又は変更した内容の正確性、適法性及び第三者権利を侵害しないことについては、顧客が責任を負います。

第 8 条（顧客による情報提供）

1 顧客は、Web サイト制作及び保守に必要な店舗情報、メニュー、価格、営業時間、文章、画像、ロゴ、リンクその他の情報を正確かつ最新の状態で当社に提供します。

2 当社は、顧客が確認又は承認した内容を原則として正式な掲載情報として取り扱い、その事実的正確性を独自に保証する義務を負いません。

3 顧客提供情報の誤り、変更の未通知又は顧客の指示に起因して生じた損害について、当社は当社の責めに帰すべき範囲を超えて責任を負いません。

第 9 条（素材の権利）

1 顧客は、当社に提供する文章、写真、画像、ロゴ、動画その他の素材について、Web サイトでの利用、加工、複製、公衆送信その他本サービスに必要な利用を許諾する権限を有することを保証します。

2 顧客提供素材について第三者との間で著作権、商標権、肖像権その他の権利に関する紛争が生じた場合、当社の利用方法に専ら原因がある場合を除き、顧客の責任と費用で対応するものとします。

3 当社は、第三者の Web サイト、口コミサイト、地図サービス、SNS 等に掲載された素材を、必要な権利確認なく転載しません。

第 10 条（指定承認担当者）

1 顧客は、個別契約その他当社所定の方法により、公開承認及び重要情報の変更承認を行う担当者を指定するものとします。

2 当社は、本番公開、重要情報の変更、削除、ドメイン又は公開先に関する重要操作について、指定承認担当者又は顧客が別途正当に指定した権限者からの指示を求めることができます。

第 11 条（制作物の確認及び承認）

1 当社は、公開又は納品前に、必要に応じてプレビューその他の方法で制作物を顧客へ提示します。

2 顧客は、店舗名、住所、電話番号、営業時間、定休日、メニュー、価格、文章、画像、リンクその他重要な掲載内容を確認します。

3 承認後に顧客が重要情報を変更する場合、当社は当該変更について再確認又は再承認を求めることがあります。

第 12 条（検収）

- 1 顧客は、納品又は当社が検収可能である旨を通知した後、個別契約に定める検収期間内に制作物を確認します。
- 2 検収期間内に契約内容との不一致について合理的な通知がない場合、制作物は検収完了したものとみなします。
- 3 検収完了は、検収時に通常の方法で確認できる事項について確認を完了したことを意味し、法令又は個別契約に基づき当社が負う責任を当然に排除するものではありません。

第 13 条（公開及びデプロイ）

- 1 当社は、顧客による必要な承認及び当社所定の安全確認が完了した場合に、本番公開又は更新を行います。
- 2 当社は、誤店舗への公開、未承認情報の公開その他の事故を防止するため、顧客、店舗、制作データ、リポジット、公開先その他の対応関係を確認することがあります。
- 3 重大なセキュリティ上の危険又は被害拡大のおそれがある場合、当社は顧客への事前通知なく一時的な公開停止又は機能制限を行うことができます。この場合、合理的な範囲で速やかに顧客へ通知します。

第 14 条（保守業務）

- 1 保守契約が個別契約に含まれる場合、当社は、主要ページの死活及び表示確認、合意された範囲の更新、依存関係及びセキュリティ上の確認、ビルド及び公開環境の技術的確認、障害の一次対応、バックアップ又は復旧手段の確認その他個別契約に定める業務を行います。
- 2 保守業務は、Web サイトを合理的に維持するための継続的な業務であり、無停止稼働、完全なサイバー攻撃防止、特定時間以内の必ずの復旧、検索順位、売上又は来店数その他特定の結果を保証するものではありません。
- 3 保守の対応時間、更新回数、監視頻度、作業上限その他の具体的条件は、当社が実際に履行可能な範囲で個別契約に定めます。

第 15 条（標準保守に含まれない事項）

- 1 別段の個別契約がない限り、24 時間 365 日の有人監視又は即時対応、売上又は検索順位の保証、第三者サービスの復旧保証、店舗情報の独自の事実調査、法務・税務その他専門家判断、新規システムの開発、大規模リニューアル、撮影、広告運用その他標準保守の範囲を超える業務は含まれません。
- 2 標準保守の範囲を超える作業は、顧客の承認を得たうえで別途料金を請求することがあります。

第 16 条（更新依頼）

- 1 顧客は、個別契約に定める範囲で、営業時間、定休日、メニュー、価格、文章、画像、SNS 又は外部サービスへのリンクその他の更新を依頼できます。
- 2 顧客は、更新内容が正確かつ適法であり、必要な権利を有することについて責任を負います。
- 3 重要情報の更新について、当社は指定承認担当者の確認後に反映することができます。

第 17 条（第三者サービス）

- 1 本サービスでは、ホスティング、CDN、DNS、Git、CMS、メール、フォーム、アクセス解析、生成 AI その他の第三者サービスを利用することがあります。
- 2 第三者サービスには各提供事業者の利用規約、仕様、料金及び利用制限が適用されます。
- 3 第三者サービスの障害、仕様変更、終了、料金改定、アカウント停止その他当社の合理的な支配を超える事由について、当社は合理的な回避又は復旧支援を行います。当該事由自体について責任を負いません。

第 18 条（ドメイン及びアカウント）

- 1 本番ドメインは、個別契約に別段の定めがない限り、顧客が所有又は契約主体となることを原則とします。
- 2 ホスティング、DNS、Git、CMS その他のアカウントの所有者、管理権限及び費用負担は個別契約で定めます。

第 19 条（セキュリティ）

- 1 当社は、サイト構成及びリスクに応じ、アクセス制御、秘密情報管理、HTTPS、依存関係確認、入力処理、公開先分離その他合理的なセキュリティ対策を行います。
- 2 当社は、死活確認、依存関係・既知脆弱性の検知、構成検査、ログ解析、異常検知その他定型的なセキュリティ業務について、AI その他の自動化ツールを利用して実施することができます。
- 3 本番公開の停止、認証情報の無効化、第三者への通知、法的評価、不可逆な設定変更その他顧客又は第三者への影響が大きい措置については、緊急時にあらかじめ定めた安全な自動措置を行う場合を除き、当社の担当者が状況を確認した上で実施します。
- 4 顧客は、自ら管理するアカウント及び認証情報について、多要素認証その他合理的な安全管理措置を講じるものとします。
- 5 インターネット上の攻撃、未知の脆弱性、第三者アカウント侵害その他の事象を完全に防止できることを当社は保証しません。

第 20 条（バックアップ及び復旧）

- 1 当社は、個別契約及びシステム構成に応じ、ソースコードの履歴、公開履歴、設定記録、承認済みデータその他合理的な復旧手段を維持します。
- 2 定期バックアップ、暗号化、世代管理、整合性確認、バックアップ成功・失敗の監視その他定型的なバックアップ業務は、AI その他の自動化ツールにより実施することがあります。
- 3 本番環境への復元、復元ポイントの選択、顧客データの上書き、アカウント移管その他顧客への影響が大きい復旧操作は、事前に個別契約又は運用手順で自動実行条件を定めている場合を除き、当社の担当者による確認を経て実施します。
- 4 バックアップの対象、頻度、保存期間及び復旧目標は、必要に応じ個別契約で定めます。
- 5 第三者サービスが提供する履歴又はバックアップ機能については、当該サービスの仕様及び保存条件が適用されます。

第 21 条（インシデント対応）

- 1 重大な脆弱性、不正アクセス、秘密情報の漏えい、改ざん、サービス停止又はその合理的な疑いを認識した場合、当社は影響範囲の確認、被害拡大防止、修正、復旧その他合理的な措置を行います。
- 2 異常検知、アラート、アクセス遮断、既知の安全なロールバックその他事前に定めた定型的な封じ込め措置について、AI その他の自動化ツールを利用することがあります。
- 3 重大度の最終判定、顧客への重要通知、本人・行政機関その他への法令上の通知要否の判断、対外公表、契約解除、重要な認証情報の再発行、不可逆な復旧操作その他重要な意思決定は、当社の担当者又は必要な専門家が確認して行います。
- 4 顧客の協力が必要な場合、顧客は合理的な範囲で必要な情報提供及び対応に協力するものとします。

第 22 条（個人情報等の取扱い）

- 1 当社は、本サービスの契約、制作、保守及び連絡に必要な範囲で取得した個人情報を、当該目的の範囲内で適切に取り扱います。
- 2 標準サービスは、Web サイトの一般利用者に関する顧客データベースを当社が独自に保有することを前提としません。
- 3 顧客が第三者サービスを利用して予約、問い合わせ、EC その他の個人情報処理を行う場合、当該第三者サービスにおける個人情報の取扱いは当該サービスの条件及び顧客の責任範囲に従います。
- 4 当社が個人データの取扱いを顧客から委託される特別なサービスを提供する場合、必要に応じて個別契約又は別途のデータ取扱条件を定めます。

第 23 条（生成 AI 等の利用）

- 1 当社は、企画、デザイン、コード作成、文章案、テスト、監視、品質確認その他の業務に生成 AI その他のソフトウェアツールを利用することがあります。
- 2 当社は、顧客の非公開情報を外部サービスへ入力する場合、本サービスの提供に必要な範囲で情報を取り扱い、必要に応じ情報の最小化その他合理的な措置を行います。
- 3 AI 等により生成された内容についても、本サービスの性質及びリスクに応じ、当社又は顧客による確認を行います。

第 24 条（秘密保持）

- 1 当社及び顧客は、本サービスに関連して相手方から開示された非公知の技術上、営業上その他の情報を、契約履行以外の目的に使用せず、正当な理由なく第三者に開示しません。
- 2 法令又は裁判所その他公的機関により開示を求められた場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

第 25 条（再委託）

- 1 当社は、本サービスの全部又は一部を専門家、クラウド事業者、AI サービスその他の第三者に再委託し又は外部サービスとして利用できるものとします。
- 2 重要な機密情報又は個人データを取り扱わせる場合、当社は業務内容及びリスクに応じ合理的な管理及び監督を行います。

第 26 条（知的財産権）

- 1 顧客提供素材の権利は、顧客又は正当な権利者に帰属します。
- 2 当社が本サービス以前から保有するテンプレート、共通コンポーネント、フレームワーク、ライブラリ、汎用コード、デザインシステム、ノウハウ、テスト及び運用ツールその他の既存資産の権利は、当社又は正当な第三者に留保されます。
- 3 顧客固有の制作物に関する権利の帰属又は利用許諾は個別契約で定めます。
- 4 第三者の OSS、フォント、素材その他にはそれぞれのライセンス条件が適用されます。

第 27 条（実績掲載）

当社は、顧客の事前承諾がある場合に限り、顧客名、ロゴ、Web サイトの画面、URL その他を制作実績として掲載できます。

第 28 条（料金及び支払）

- 1 制作費、保守費、追加作業費、第三者サービス費その他の料金は個別契約に定めます。
- 2 顧客は、当社が指定する期日までに料金を支払うものとし、振込手数料その他の支払費用は別段の定めがない限り顧客の負担とします。
- 3 顧客が支払を遅滞し、当社が相当期間を定めて催告しても支払われない場合、当社は本サービスの全部又は一部を停止できます。

第 29 条（契約期間及び解約）

- 1 制作契約及び保守契約の期間、更新方法及び解約予告期間は個別契約に定めます。
- 2 顧客都合で制作途中に契約を終了する場合、顧客は、終了時点までに実施した作業、確保済み工数、取消不能な第三者費用その他合理的な費用を負担します。
- 3 保守契約終了時の引継ぎは第 31 条に従います。

第 30 条（契約の停止及び解除）

- 1 顧客が料金を支払わない場合、重大な契約違反を是正しない場合、本サービスを違法又は不正な目的に利用した場合、当社又は第三者に重大な危険を生じさせる場合その他契約関係の継続が困難な事情がある場合、当社は本サービスを停止又は契約を解除できます。
- 2 セキュリティ上緊急の必要がある場合、当社は事前の催告を行わず必要な停止措置を講じることができます。

第 31 条（契約終了時の引継ぎ）

- 1 契約終了時、当社は、個別契約に従い、顧客が自ら又は別の事業者により Web サイトを継続運用できるよう、顧客に帰属するデータ、必要なアカウント移管手続その他合理的な引継ぎを行います。
- 2 当社の既存資産、内部運用ツール、秘密情報又は他の顧客に関する情報は引渡し対象に含まれません。
- 3 通常の保守範囲を超える移行作業が必要な場合、当社は事前に説明したうえで別途料金を請求できます。

第 32 条（非保証）

- 1 当社は、Web サイトが主要な一般的ブラウザで合理的に利用できるよう制作及び保守を行いますが、売上、来店者数、検索順位、広告効果、SNS での拡散、完全な無停止稼働、完全なサイバー攻撃防止又は将来の全ての端末及び第三者サービスとの互換性を保証しません。
- 2 第三者サービスの利用可能性、仕様、料金、保存期間その他当社が支配できない事項について、当社は保証しません。

第 33 条（損害賠償）

- 1 当社又は顧客が本規約又は個別契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、適用法令及び本条に従って賠償責任を負います。
- 2 当社の損害賠償責任は、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求原因の如何を問わず、当社に故意又は重過失がある場合その他法令上制限できない場合を除き、通常かつ直接の損害に限るものとします。

3 当社は、前項と同じ例外を除き、逸失利益、営業機会の喪失、間接損害、特別損害その他特別な事情から生じた損害について責任を負いません。

4 当社の損害賠償責任の累計上限は、前各項の例外を除き、当該損害の原因となった契約について顧客が当社に現実に支払った制作料金及び損害発生日前 12 か月間に現実に支払った保守料金の合計額とします。

5 顧客の提供情報、顧客の指示、顧客又は顧客の委託先による変更、顧客が管理する認証情報又は第三者サービスに原因がある損害について、当社は当社の責めに帰すべき範囲を超えて責任を負いません。

第 34 条（不可抗力）

天災、火災、停電、通信障害、大規模なサイバー攻撃、戦争、暴動、感染症、法令又は行政措置、第三者サービスの広域障害その他当事者の合理的な支配を超える事由により義務の履行が遅延又は不能となった場合、当該当事者はその事由の範囲で責任を負いません。

第 35 条（禁止事項）

顧客は、本サービスを利用して、法令違反、第三者の権利侵害、虚偽又は誤認を生じさせる表示、不正アクセス、マルウェアの配布、当社又は第三者に重大な損害を与える行為その他不適切な行為を行ってはなりません。

第 36 条（反社会的勢力の排除）

1 当社及び顧客は、自ら、その役員、業務執行社員、実質的に経営を支配する者及び本契約の履行に重要な関係を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力を利用せず、資金又は便宜を供与せず、社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し保証します。

2 当社又は顧客は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、反社会的勢力を利用した場合、暴力的要求、不当要求、脅迫的言動、信用毀損、業務妨害その他これらに準ずる行為を行った場合、何らの催告その他の手続を要せず、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除できます。

3 前項に基づき解除を行った当事者は、当該解除により違反当事者に損害、費用その他の不利益が生じて、これを賠償又は補償する義務を負いません。

4 違反当事者は、自己の本条違反又は本条に基づく解除により解除を行った当事者に生じた損害を賠償するものとします。

5 本条に基づく解除は、解除を行った当事者による損害賠償その他の請求を妨げません。

第 37 条（通知）

1 本サービスに関する通知は、電子メール、顧客管理画面、チャットその他個別契約で指定する方法により行います。

2 顧客は、連絡先又は指定承認担当者に変更がある場合、速やかに当社へ通知します。

第 38 条（規約の変更）

1 当社は、法令変更、サービス内容変更、セキュリティ上の必要その他合理的な理由がある場合、適用法令に従い本規約を変更することがあります。

2 変更する場合、当社は変更内容及び効力発生日を合理的な方法で周知します。

第 39 条（権利義務の譲渡）

顧客は、当社の事前承諾なく、本契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡し又は担保設定できません。

第 40 条（分離可能性）

本規約の一部が法令又は裁判所により無効又は執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き有効とします。

第 41 条（協議）

本規約又は個別契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、当社及び顧客は信義誠実の原則に従い協議して解決を図ります。

第 42 条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本規約及び個別契約は日本法に準拠します。
- 2 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

標準保守サービスの範囲

区分	標準的な対応
死活・表示確認	主要ページの到達性、主要表示、主要リンク等の合理的な確認
店舗情報更新	個別契約に含まれる範囲で営業時間、定休日、メニュー、価格、文章、画像、外部リンク等を更新
技術保守	ビルド、CI、ホスティング、依存関係その他静的サイト基盤の合理的な確認
セキュリティ	自動検査を含む秘密情報、依存関係、HTTPS、公開設定その他の合理的な確認
障害対応	自動検知・定型封じ込め・原因の一次切り分け及び必要に応じた有人エスカレーション
バックアップ	個別契約及びシステム構成に応じた自動バックアップ、世代管理、復旧手段の確認

具体的な対応時間、更新回数、監視頻度、バックアップ頻度、作業上限、第三者費用及び保守期間は、実際に履行可能な内容を個別契約で定めます。

制定・改定

制定日：2026 年 9 月 6 日

サービス提供者：〔設立後の法人名〕

代表者：好川 太朗